



告示第 22 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月28日

国富町長 中別府尚文



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

八幡地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月22日（水）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手等）の状況

(1) 経営体数

- | | |
|-------------|--------|
| ・法人 | 1 経営体 |
| ・個人 | 33 経営体 |
| ・集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業に積極的に取り組み、担い手への農地集積・集約を促進し、農地利用の高度化と農作業の効率化を図っていく。

6 地域農業の将来のあり方

現状では、当地域の農業経営は普通期水稻と飼料用イネ、施設園芸（キュウリ）、肉用牛繁殖を主体としている。また、耕畜連携により耕作放棄地は皆無で農地が十分に利用されている。

しかしながら、今後は、高齢化や担い手の減少が進み、このままでは農地利用の低下や農道・用排水路などの農業用施設の維持管理の困難が予想される。

このため農作業受委託事業によって担い手の減少や農地利用の低下など急激な変化を抑制しながら、一方では担い手の経営基盤強化や新規育成に取り組み、農地中間管理事業による農地の集積・集約を進め、経営規模拡大や農地利用の高度化、農作業の効率化を図り、地域農業の振興を目指す。